

家畜伝染病の発生等による貸付料等の徴収の繰延の取扱要領に基づく
災害等の指定

家畜伝染病の発生等による貸付料等の徴収の繰延の取扱要領（平成 23 年 3 月 9 日付け 23 環機第 155 号。以下「繰延要領」という。）第 2 の 1 の（2）ア に基づく災害等及び同 2 に基づく貸付料等の繰延の対象とするリースの種類を次のように定める。

令和 5 年 8 月 3 1 日

一般財団法人畜産環境整備機構
理事長 井 出 道 雄
(公印省略)

1 繰延要領第 2 の 1 の（2）ア により指定する災害等

「令和 5 年 5 月 28 日から 7 月 20 日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（令和 5 年政令第 2 6 4 号）により指定された災害 ～令和 5 年梅雨前線豪雨等（台風第 2 号の暴風雨を含む）～

2 繰延要領第 2 の 2 により定める 1 の災害等について貸付料等の繰延の対象とするリースの種類

畜産高度化支援リース事業のすべてのリース
(畜産高度化支援補完リース事業は、対象とはなりません。)